

平成31年度長久手市児童館での昼食について（小学生対象）

土曜日、学校行事の代休日及び長期休暇中については、保護者からの申し出により、児童館内で昼食をとることができます。

この児童館昼食場所利用申込書は、一般来館児童を対象にしています。児童クラブとは異なり、児童をお預かりするものではなく、昼食場所の提供のみとなりますので、ご理解をお願いします。

1 対象

保護者が居宅外で就労しているため昼食時間に留守家庭となる、市内在住・在学の小学生
※昼食時間とは、おおむね正午から午後1時までの間とします。

2 利用の申込み

- (1) 利用を希望する方は、児童館昼食場所利用申込書に、同居している保護者全員の就労状況を記入し、希望する児童館に提出してください。
- (2) 申込書は保護者が記入し、各児童館に提出してください。（児童が申込書を持ってきた場合は、受付できません。）
- (3) 兄弟で申込みをされる場合は、1枚の用紙で申し込んでください。
- (4) 申込書は年度ごとに受け取ります（学期ごとに出す必要はありません）。
- (5) 長期休暇の間利用希望の方は、休暇開始1週間前までを目安に申し込んでください。

3 利用日

4月1日から翌年3月31日までのうち、以下の期間に分けています。必要な期間を申し込んでください。

- (1) 学年始休み 4月1日から給食開始日前日まで
- (2) 夏休み 1学期終業式から2学期始業式まで
- (3) 冬休み 2学期終業式から3学期始業式まで
- (4) 学年末休み 修了式から3月31日まで
- (5) 土曜日
- (6) 学校行事の代休日

始業式（1学期の始業式を除く）、終業式、出校日、修了式、給食のない授業日は、一旦自宅に帰ってから、ご利用ください。

なお、(1)の内、1学期始業式から給食開始日前日については、小学校から直接児童館へ下校することができます（児童館下校*）。希望する場合は、以下の条件を守ってください。

ア 児童の安全管理のため、事前に利用日を小学校に連絡しますので、申込書に必要事項を記入してください。なお、申込日のうち利用しなくなった場合は、事前に小学校及び児童館に連絡をしてください。

イ 保護者が児童館へ迎えに来てください。迎えがあるまでは児童館の敷地内で待機となります（閉館時間をお守りください）。

ウ 児童館下校は、通学している小学校の校区にある児童館に限ります。

裏面もご覧ください

4 受付期間

(1) 児童館下校を希望する場合

平成31年2月9日(土)から3月9日(土)まで

(2) 児童館下校を希望しない場合

平成31年2月9日(土)から

(利用希望日の前日までに、希望する児童館に申し込んでください。)

※長期休暇の間利用希望の方は、休暇開始1週間前までを目安に申し込んでください。

5 昼食場所

各児童館の指定された場所

6 衛生管理等

児童の持参する昼食については、児童館職員が所定の場所で保管します。なお、弁当の保冷管理はできませんので、出来る限り手作りのもので腐りにくいものをもたせ、個人で保冷袋を用意するなど、各家庭の責任において、弁当を持参してください。児童館では、食中毒、誤食等については責任を負いません。

菓子やジュース類の持ち込みは禁止です。

7 その他

- (1) 申込内容に虚偽があった場合、児童館の規則に従わない場合などには、利用をお断りすることがあります。
- (2) 保護者の就労場所、連絡先などに変更があった場合は、再度申込書を提出して下さい。
- (3) 保護者の就労のない日は、児童館で昼食を食べることはできません。
- (4) 昼食場所での集団指導は行いません。昼食場所の提供のみとなります。
- (5) 児童クラブ員は、児童クラブ開設日には利用できません。

※児童館への道が不慣れな低学年等に配慮して、1学期の始業式から給食開始日前日の期間に限り、児童館職員が小学校まで対象児童を迎えに行く「児童館下校」を実施しています。その他の期間には「児童館下校」は行っておりません。

問合せ先：子育て支援課子ども未来係（直通Tel0561-56-0616）

または市ホームページ（<http://www.city.nagakute.lg.jp/>）の「子育て・教育」→「児童館」
→「こどもひろば」→「児童館昼食場所利用申込制度」のページをご覧ください。